

# (公社)日本地すべり学会倫理綱領

## 前文

(公社)日本地すべり学会は公益法人であり、定款の定める目的に沿って地すべり等の諸現象とその災害防止対策の事業に長い間関わってきた。この事業活動は昭和 40 年に発足した前身の任意団体地すべり学会から続くものであり、社会のニーズに対応し、学会の学術研究は大きく進展した。安全な地域環境の実現を目指した本学会の事業活動は、国土の保全や市民生活の安定に大きく貢献したと、自他ともに認めるところである。

国土の開発や社会資本整備が進んだ現在、当学会が対応する分野は多岐にわたり、内容は更に高度化している。今後、当学会に対する市民のニーズは多様化し、より高度な研究と技術開発が必要となるであろう。

学会の構成員は独立行政法人や大学の研究者、コンサルタントや行政機関の技術者、防災計画の立案執行者、あるいは学生など多種多様な立場の人々であり、それぞれの立場は必ずしも一様ではない。また世界的には貿易の自由化と市場の開放、技術者資格の相互承認、継続的能力開発とともに、研究者・技術者・行政職員には倫理が強く求められている。

当学会としては定款を受けた各種規定のもとに運営されているが、社会から信頼され評価される活動を行うために精神的な拠所である倫理綱領が必要である。そのため当学会は、定款と規定を貫く会員の規範として、倫理綱領を制定するに至った。

## 1. (一地球人として)

**会員は地球システムの一部である事を真摯に認識し、社会への貢献に努める。**

会員は職業、地位、業務における発・受注者の立場の他、性や年齢など異なった立場を保持するが、地球システムの一部であることを認識し、所属組織や国だけを目的にするのではなく、広く社会全体への貢献に努めなければならない。

## 2. (総合科学)

**会員は科学技術だけでなく、人間の尊厳や社会システムにも配慮し、良心に従って活動する。**

地すべり災害に対して安全な地域環境の実現を目指し、国民福祉の向上に寄与するには、科学技術だけでは充分に対処できない。人間の尊厳を大前提にして社会科学、人文科学にも配慮した活動が重要である。

### 3. (地位責任)

会員は資格や地位に応じた社会的責任を負う。

技術者は特定分野に関して一般市民より高度な知識・技術を持っている。また人事権や業務命令権、監督責任を持つ人間は、業務遂行上多くの人間の行動に関与する。したがって会員は、それに応じた社会的責任を負わねばならない。その責任は所属する会社等の組織に対する責任を超えるものである。

### 4. (研究成果と知的財産)

会員は研究成果の開示に努め、他人の知的財産を尊重しなければならない。

知的財産は人間の間たる活動の産物であり、これは社会のためにしかるべき対価のもとに開示しなければならない。これを秘匿し、倫理にもとる活用をおこなって、社会に多大なる損害を与えた事例に思いをよせながら自己の活動を規制しなければならない。また他人の知的財産は尊重し、模倣・盗用などを行ってはならない。

### 5. (説明責任)

会員は自己の活動に対する説明責任を負う。

会員の活動はこの倫理綱領に従うが、その活動内容については社会に対して説明責任を負わねばならない。その活動が社会の権益や便益と相反する場合は、社会への説明責任を優先した活動をしなければならない。

### 6. (自己研鑽)

会員は継続的に自己研鑽に務める。

日進月歩する学術について、会員は常に自己研鑽に努め、科学技術力や知識の向上に努めなければならない。その範囲は自己の専門とする分野に留まることなく、社会情勢や政治経済分野に及ぶ。

### 7. (継承)

会員は自己の知識や技術を互いに伝達・継承しなければならない。

豊富な知識や技術を保有する者、成長過程にある者を問わず、互いに知識や技術の相互伝達・継承を盛んにしなければならない。次世代への知識や技術の継承と向上を目指し、社会の永続的発展に努めねばならない。